

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収合併に係る事前開示事項)

2020 年 8 月 5 日  
武田薬品工業株式会社

2020年8月5日

## 吸収合併に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目1番1号  
武田薬品工業株式会社  
代表取締役 社長 CEO クリストフ ウェバー

当社は、シャイアー・ジャパン株式会社(以下「シャイアー・ジャパン」といいます。)との間で、当社を吸収合併存続会社、シャイアー・ジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)

消滅会社であるシャイアー・ジャパンは、当社の完全子会社であることから、本合併において、当社は、シャイアー・ジャパンの株主に対して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

### 3. 本合併に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第191条第2号)

該当事項はありません。

### 4. シャイアー・ジャパンに関する事項(会社法施行規則第191条第3号)

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会

## 社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 5. 当会社に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 5 号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、別紙 3 のとおりです。

### 6. 本合併が効力を生ずる日以後における当会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 191 条第 6 号)

本合併の効力発生日後の当会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後の当会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

合併契約書



武田薬品工業株式会社（以下「甲」という。）とシャイアー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併により合併（以下「本合併」という。）する。

第2条 （商号及び住所）

当事者の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲 商号：武田薬品工業株式会社

住所：大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号

乙 商号：シャイアー・ジャパン株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

第3条 （対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対する甲の株式又はこれに代わる金銭等の交付は行わない。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併により、資本金、資本準備金及び利益準備金を増加しない。

第5条 （合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる（以下「効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本合併の手続の進行に応じ必要があるときは、両者の合意の上、これを変更することができる。

第6条 （合併承認手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要することなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要することなく本合併を行う。

第7条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為



については、両者合意の上、これを行う。

第8条 (本契約の変更及び解除)

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生に至るまでの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合には、両者合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両者合意の上、これらを定める。

第10条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

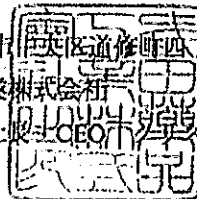
以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年8月3日

甲：大阪府大阪市住吉区住吉四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長兼CEO トフ ウェバ



乙：東京都目黒区駒場の内一丁目8番2号

シャイブ・ジャパン株式会社

代表取締役社長 岩崎真人



## 事業報告書

### 第6期事業年度

自 平成31年1月1日  
至 令和元年12月31日

シャイアー・ジャパン株式会社

## 1. 会社の現状に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当年度は1月8日に武田薬品工業による買収が成立し、武田薬品工業株式会社のグループ会社の一員となり事業年度が始まりました。事業内容としましては販売製品、顧客への販売方法に変更はなく、当年度の業績においては、販売計画を作成する製品に対する売り上げは計画を達成いたしました。製品毎の内訳としましては、アドベイト・アディノベイトは競合製品の参入により対計画を0.3%下回る結果となりながら、2018年発売したフィラジールは計画に対し+68%、アグリリン、ビプリブも同様に計画を上回る結果となり全社での計画達成となりました。

当社の組織としましては、武田薬品工業との事業統合を目指し、4月より営業組織が外向し営業活動を武田薬品工業として行いました。またそれに付随し組織の再編が行われました。

### (2) 財産および損益の状況の推移

(単位：1株当たり当期利益は円、他千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
売上高	26,079,700	27,383,575	33,405,482	31,824,845
経常利益	1,000,595	408,123	806,169	-402,368
1株当たり 当期利益*	2,274,549.17	1,551,805.32	1,713,641.45	-1,331,797.24
総資産	23,024,430	23,978,305	29,660,754	28,433,810

(注) 1株当たりの当期利益は、期中平均発行済株式数に基づいて計算しております。

### (3) 主要な事業内容

当社は医薬品の輸入・販売を行っております。

### (4) 従業員の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	59名減	46.0歳	7.2年

### (5) 主要な借入先

借入先名	借入金(単位：千円)	借入先の当社株式の保有状況	
	(令和元年12月31日現在)	株式数	株式率
武田薬品工業株式会社	8,889,856円	200株(間接)	100%(間接)

(注) 上記借入金に関する債務保証並びに担保の提供はありません。

(6) 重要な親会社の状況

当年度は1月8日に武田薬品工業による買収が成立し、武田薬品工業株式会社のグループ会社の一員となりました。当社の組織としましては、武田薬品工業との事業統合を目指し、4月より営業組織が出向し営業活動を武田薬品工業として行いました。またそれに付随し組織の再編が行われました。

2. 会社の状況に関する重要な事項(令和元年12月31日現在)

(1) 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 1,000 株
- ②発行済株式総数 200 株
- ③当期末株主総数 1 名
- ④大株主

大株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
バクスアルタ・ユーエス・インク	200 株	100%

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況(令和元年12月31日現在)

役職	氏名
代表取締役	岩崎 真人
監査役	塩川 紀彦

(4) 取締役及び監査役に支払った報酬の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	2名	229,622千円	● 左記金額には役員報酬及び賞与を含めております。 ● 期末現在役員2名は親会社武田薬品工業株式会社に常勤しており、無報酬であります。 ● 左記取締役支給人員2名はグレン スノハラとドノバン ジェラルデンであります。
監査役	0名	0円	
合計	2名	229,622千円	



計 算 書 類

2019年 1月 1日から  
2019年12月31日まで

シャイアー・ジャパン株式会社

# 貸借対照表

(単位：千円)  
2019年12月31日現在

科目	科目
<b>(資産の部)</b>	
<b>I. 流動資産</b>	
現金及び預金	2,929,113
売掛金	10,691,431
未収金	981,844
在庫品	11,188,780
前払費用	2,701
前払消費税等	10,562
流動資産合計	25,852,892
<b>II. 固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物	145,565
構築物	67,184
工具器具	40,210
(有形固定資産合計)	252,960
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	98,934
(無形固定資産合計)	98,934
<b>投資その他の資産</b>	
現金保険金	375,841
繰延税金資産	1,853,182
(投資その他の資産合計)	2,229,023
<b>固定資産合計</b>	<b>2,580,918</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,433,810</b>
<b>(負債の部)</b>	
<b>I. 流動負債</b>	
買掛金	1,103,362
短期借入金	13,685,745
未払金	4,018,882
未払消費税等	726,294
未払法人税等	169,230
預賞金	26,068
流動負債合計	20,257,706
<b>II. 固定負債</b>	
和訳費用引当金	303,788
退職給付引当金	344,115
資産除去債務	144,000
その他の固定負債	73,079
(固定負債合計)	864,983
<b>負債合計</b>	<b>21,122,690</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,010,169
(株主資本合計)	3,010,169
<b>利益剰余金</b>	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,300,950
(利益剰余金合計)	2,300,950
<b>純資産合計</b>	<b>7,311,120</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>28,433,810</b>

# 損益計算書

(単位：千円)

自 2019年1月1日  
至 2019年12月31日

	高				
売	上	原	高		31,824,845
売	上	利	価		22,469,300
	売	益			9,355,544
販	売	及	一	般	
	費	び	般	管	
	業		理	費	
			費		9,595,373
					▲239,828
営	業	外	収	益	
	受	取	利	息	
	為	管	差	益	43
	雑	収	入	入	488
					2,294
					2,826
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	
	和	用	金	額	145,585
	解	引	繰	入	19,780
	常				165,366
					▲402,368
特	別	利	益	却	
	定	産	却	却	
					3,047
					3,047
特	別	損	失	却	
	定	産	却	却	
					1,034
					1,034
税	引	前	当	期	
					▲400,355
法	人	税	、	住	
				民	
				税	
				及	
				び	
				事	
				業	
				税	
				額	104,158
					▲238,154
					▲133,996
					▲266,359

株主資本等変動計算書

自 2019 年 1 月 1 日  
至 2019 年 12 月 31 日

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,000,000	3,010,169	3,010,169	2,567,310	2,567,310	7,577,479	7,577,479
事業年度中の変動額							
当期純損失	-	-	-	▲ 266,359	▲ 266,359	▲ 266,359	▲ 266,359
事業年度中の変動額合計	-	-	-	▲ 266,359	▲ 266,359	▲ 266,359	▲ 266,359
当期末残高	2,000,000	3,010,169	3,010,169	2,300,950	2,300,950	7,311,120	7,311,120

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっている。

##### 2) 無形固定資産

定額法によっている。

##### 3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上している。

（追加情報）

前事業年度において、従業員賞与の支給確定額を未払費用として計上していたが、当事業年度より、賞与に関する社内規程を変更したことに伴い、従業員賞与の支給見込額のうち、当事業年度末までの負担額を賞与引当金として計上している。

##### 2) 退職給付引当金

従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異の処理方法及び費用処理年数については、発生の翌期に全額を償却する方法によっている。

3) 和解費用引当金

HIV 訴訟の和解に伴い、今後支払われると見込まれる和解金と、(財)友愛福祉財団に対する HIV 感染被害者救済のための将来支払見込額を計上している。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

税抜方式

(5) 金額の表示方法

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は、千円未満切り捨てで表示している。

2. 表示方法の変更

「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更した。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 736,757 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

未収入金	981,844 千円
買掛金	887,752 千円
未払金	3,348,851 千円
短期借入金	13,685,745 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,945,212 千円
仕入高	19,971,560 千円
支払手数料	1,493,718 千円

営業取引以外の取引による取引高

支払利息	145,585 千円
------	------------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における発行済株式総数 普通株 200 株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、資産調整勘定、退職給付引当金、賞与引当金、和解費用引当金及びその他の未払費用の否認等である。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定している。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については下記のとおりである。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,929,113	2,929,113	-
(2) 売掛金	10,691,431	10,691,431	-
(3) 未収入金	981,844	981,844	-
(4) 敷金保証金	375,841	375,841	-
資産計	14,978,230	14,978,230	-
(5) 買掛金	(1,103,362)	(1,103,362)	-
(6) 短期借入金	(13,685,745)	(13,685,745)	-
(7) 未払金	(4,018,882)	(4,018,882)	-
(8) 未払法人税等	(169,230)	(169,230)	-
負債計	(18,977,220)	(18,977,220)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示している。

### (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- 現金及び預金、売掛金、未収入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- 敷金保証金は、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しているが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっている。
- 買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び兄弟会社との取引

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	武田薬品工業 株式会社	(被所有) (間接) 100%	資金の借 入(注1)	8,889,856	短期借入金	8,889,856
			利息の支 払(注1)	90,947		
			管理業務 委託 (注2)	1,493,718	未収入金 未払金	753,070 3,348,851
兄弟会社	Shire Global Finance Limited	(被所有) (間接) 100%	資金の返 済(注1) 利息の支 払(注1)	10,597,607 54,638	短期借入金	4,795,889
兄弟会社	Baxalta Export Corporation	(被所有) (間接) 100%	製品の 購入 (注3)	17,191,584	買掛金	883,476
兄弟会社	SHIRE PHARMACEUTICALS IRELAND LTD.	(被所有) (間接) 100%	製品の 購入 (注3)	2,779,975	未収入金	228,773
			日本にお ける販促 活動提供 提供 (注4)	1,945,212	売掛金	412,041

(注)

1. 資金の返済については、当社の運転資金として貸し付けを受けたものであり、借入利率は市場金利等を勘案して決定している。
2. 管理業務委託については、当社製品の販売に掛かる経費を勘案し、交渉の上決定されている。
3. 当社は、関連会社より製品を輸入仕入しており、価格は市場を勘案して決定されている。
4. 当社は、関連会社が権利を有する製品の日本における販促活動を提供しており、当該活動に対する対価を受領している。両社が協議して決定した契約上の料率に基づき算定している。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 36,555,601円76銭
- 1株当たり純資産額の算定上の基礎
- 貸借対照表の純資産の部の合計額 7,311,120千円
- 普通株式に係る純資産 7,311,120千円
- 普通株式の発行済株式数 200株
- (2) 1株当たり当期純損失 ▲1,331,797円24銭



1 株当たり当期純損失の算定上の基礎

損益計算書の当期純損失	▲266,359 千円
普通株式に係る当期純損失	▲266,359 千円
普通株式の期中平均株式数	200 株

## 附 属 明 細 書

自 2019 年 1 月 1 日

至 2019 年 12 月 31 日

### 1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物及び附属設備	242,609	-	-	97,043	145,565	380,473	526,038
	機械及び装置	41,235	78,995	4,276	48,771	67,184	258,454	325,638
	工具器具備品	111,169	-	48,540	22,417	40,210	97,830	138,040
	建設仮勘定	-	78,995	78,995	-	-	-	-
	計	395,014	157,991	131,812	168,232	252,960	736,757	989,718
無形 固定 資産	ソフトウェア	102,259	44,566	-	47,891	98,934	/	/
	計	102,259	44,566	-	47,891	98,934	/	/

(注) 主な増減の内訳は次のとおりである。

<機械及び装置の増加>

PC及びネットワーク機器 29,747千円

工具器具備品からの科目振替 47,506千円

<工具器具備品の減少>

機械及び装置への科目振替 47,506千円

<ソフトウェアの増加>

マーケティング用デジタルコンテンツ 44,566千円

### 2. 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	-	431,645	-	-	431,645
和解費用引当金	309,324	19,780	25,315	-	303,788
退職給付引当金	278,034	172,508	49,634	56,793	344,115

(注) 1. 引当金の計上の理由及び額の算定方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)に記載している。

2. 目的使用以外の取崩及び金額

退職給付引当金の当期減少額(その他)は、年金掛金の拠出額である。



## 独立監査人の監査報告書

2020年3月9日

シャイアー・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

野中浩哲 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャイアー・ジャパン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月9日

シャイアー・ジャパン株式会社  
監査役 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

野中 浩樹 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャイアー・ジャパン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

### Audit Report

2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度に係る取締役の職務執行を監査しました。

I have audited the directors' discharge of their duties for the 6<sup>th</sup> business year (January 1, 2019 to December 31, 2019).

当職は、取締役・使用人等から事業の報告を受け、少なくとも1名の取締役と週に1度の継続的な会議を設け、事業を訪ねて管理者・使用人に質問し、事業に関する書類等を閲覧する等により、当該事業年度に係る業務の執行状況及び事業報告を調査しました。

I reviewed reports regarding this business year's business operations and business by way of receiving reports from directors and employees, etc., having regular weekly conversations with at least one of the directors, visiting the business and inquiring of managers and employees, and reviewing documents and other items of material relevant to the business.

さらに、当職は、取締役・使用人等から財産の状況に関する報告を受け、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細について調査しました。

Further, I received reports regarding the Company's assets from directors and employees, etc., and reviewed this business year's financial statements (balance sheet, profit and loss statement, statement of changes in shareholder equity and notes).

調査の結果、次の通り報告します。

I hereby report on the audit results as follows:

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 計算書類及びその附属明細書が、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
1. I find that the business report and accompanying detailed statements accurately reflect the situation of the Company in accordance with laws and regulations and the Company's articles of incorporation.

2. I find no material violation of laws and regulations or the Company's articles of incorporation, or grossly improper act regarding business operations by the directors.
3. I find that the financial statements and accompanying detailed statements accurately reflect the status of the Company's assets and profit and loss in all material respects.

2020年3月9日

March 9, 2020



監査役 塩川 紀彦

Company Auditor: Norihiko Shiokawa



別紙3 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 当社グループは、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品および医療用医薬品ポートフォリオの一部、ならびにデンマークおよびポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm Group（以下、「Orifarm社」）に、一定のクローリング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを発表しました。この契約締結に関連して、当社グループは、Orifarm社と、当社グループがOrifarm社に代わり一部の製品を引き続き製造する製造供給契約を締結する予定です。本取引は、製造拠点、製品の権利および関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月期末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
2. 2020年5月28日、欧州委員会（以下、「EC」）は、Shire社買収に関する競争法上のクリアランス取得の条件であったパイプライン SHP647 および関連する権利（以下、「SHP647」）の売却に関する当社グループの義務について、解除することを決定しました。SHP647に関連する資産および負債は、2020年3月31日時点の連結財政状態計算書において、当該売却の義務に基づき、売却目的で保有する資産および売却目的で保有する資産に直接関連する負債として表示されております。当社グループは、このたびのECの決定により、関連する資産および負債の売却目的保有への分類を中止するとともに、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれるSHP647の関連費用に対する負債の見積金額を見直した結果、2021年3月期第1四半期の営業利益への影響として60,179百万円の収益を計上しました。
3. 当社グループは、2020年6月11日、アジア・パシフィックの国々のみで販売する当社ノン・コア資産である一部の一般用医薬品および医療用医薬品を、一定の法律上・規制上のクローリング条件を満たすことを前提に、総額最大278百万米ドルでCelltrion Inc.（以下、「Celltrion社」）に譲渡する契約を締結したことを発表しました。この契約締結に関連して、当社グループとCelltrion社は製造供給契約を締結し、当社グループは引き続き当該製品を製造しCelltrion社に供給します。Celltrion社は、本契約に基づき、対象国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、2021年3月期第3四半期末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
4. 2020年7月9日、当社グループは、米ドル建無担保普通社債7,000百万米ドルおよびユーロ建無担保普通社債3,600百万ユーロ（以下、総称して「本社債」）を発行しました。また、本社債の発行により調達した資金により、同年7月10日に、2019年にお



ける Shire 社の買収に関連して調達したシンジケート・タームローン（2021 年 3 月期第 1 四半期末残高：3,250 百万米ドルおよび 3,019 百万ユーロ）を繰上返済するとともに、同年 8 月 3 日に、2016 年 9 月発行の米ドル建無担保普通社債のうち 2,400 百万米ドルおよび 2018 年 11 月発行のユーロ建無担保普通社債のうち 1,250 百万ユーロを繰上償還しました。これらの繰上返済および繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

発行した本社債の概要は以下の通りです。

#### 米ドル建無担保普通社債

①社債総額	7,000 百万米ドル
②利率	年 2.050~3.375%
③払込金額	各社債の金額 100 米ドルにつき 99.225 米ドル~99.404 米ドル
④償還期日	2030 年 3 月 31 日~2060 年 7 月 9 日
⑤任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部またはすべての任意償還が可能
⑥担保	なし
⑦保証	なし
⑧上場	なし

#### ユーロ建無担保普通社債

①社債総額	3,600 百万ユーロ
②利率	年 0.750~2.000%
③払込金額	各社債の金額 100 ユーロにつき 98.650 ユーロ~99.630 ユーロ
④償還期日	2027 年 7 月 9 日~2040 年 7 月 9 日
⑤任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部またはすべての任意償還が可能
⑥担保	なし
⑦保証	なし
⑧上場	ニューヨーク証券取引所に上場

以上